**平成２４年（フ）第３９号**
高知県四万十市奥鴨川1843番地
債務者　朝比奈　征
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
高知地方裁判所中村支部

**平成２４年（フ）第１７９号**
青森市青葉３丁目10番地５　ドミール豊田６号
債務者　長尾　佳代
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１０００号**
名古屋市天白区平針１丁目1408番地　ヴィラージュ平針301号
債務者　太田　一親
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第４２３号**
兵庫県三木市志染町中自由が丘３丁目168番地
債務者　小西　　進
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第４３６号**
神戸市垂水区舞子坂４丁目４番４号
債務者　金沢昌宏こと　金　　昌宏
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第４４１号**
神戸市北区藤原台南町３丁目７番18号、従前の住所兵庫県西宮市山口町名来２丁目15番31号
債務者　丸岡　恒吉
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第４５１号**
神戸市北区有野台５丁目４番B43棟308号
債務者　山根　政美
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第９５６号**
愛知県春日井市角崎町79番地　プリミエール水野302号
債務者　藤原　寿文
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１８７号**
青森市富田３丁目16番30号　ハイツコスモスA―103
債務者　三上　鉄男
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１８８号**
青森市富田３丁目16番30号　ハイツコスモスA―103
債務者　三上　久代
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１２４号**
広島県福山市川口町３丁目20番６―２号
債務者　和風鉄板焼暖家こと　的場　光孝
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２４年（フ）第１３４号**
広島県福山市沼隈町大字常石1891番地１　大原アパート、旧住所広島県福山市沼隈町大字常石2014番地　根引社宅１号館
債務者　高柳　幸子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２４年（フ）第１３７号**
広島県福山市三吉町４丁目11番19号、旧住所兵庫県高砂市春日野町２番60号
債務者　徳毛　泰久
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２４年（フ）第８２号**
山口県防府市華浦１丁目５番10号　パナハイツ新道103号
債務者　早坂　陽子（旧姓佐竹）
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第４２号**
宮城県石巻市向陽町４丁目６番１号　レオネクストパークサイド向陽101号、前住所宮城県石巻市南境字竹下92番地
債務者　鈴木　健之
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**平成２４年（フ）第２０号**
長野県小諸市大字和田949番地１　フレールあつもりB202
債務者　江田加奈子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月12日午後２時
長野地方裁判所佐久支部